

平成 30 年 8 月 1 日
米子市議会全員協議会資料

島根原子力発電所 3 号機新規制基準適合性審査申請に係る中国電力からの事前報告に対する米子市の対応について

1 回答方針

平成 30 年 5 月 22 日、中国電力株式会社から原子力規制委員会に標記申請を提出するに当たって、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」第 6 条に基づき、本市に対して事前報告があった。

事前報告の可否については、今回最終的な意見は留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受けた後、鳥取県、境港市と連携しながら、市議会、米子市原子力発電所環境安全対策協議会等の意見を踏まえて提出する。

については、中国電力株式会社に対しては、上記の内容に加え、次の 6 項目の意見を付して回答することとし、地域住民の安全を最優先に原子力規制委員会に対する申請手続きを行うことを認める。

2 付帯意見

(1) 立地自治体と同等の扱いについて

稼働に向けての一連の手続きに際し、立地自治体と同等に対応すること。また、安全協定の改定については、引き続き、誠意をもって対応すること。

(2) 住民への説明等について

審査状況等について、住民説明会を開催するなど、分かりやすく丁寧な説明を行うこと。

また、原子力発電所の必要性や安全性についても、より分かりやすい情報発信に努めること。

(3) 地震・津波への対応について

継続的に調査・評価を行い、最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。

(4) シビアアクシデント対策について

複数プラントが同時にシビアアクシデントになる状態を想定し、新規制基準に適合するだけでなく、より幅広い視点から対策の検討を行うこと。

(5) 使用済燃料対策について

搬出、譲渡し等の対策について、安全の確保を大前提に、住民の理解を得て、一層の取組を進めること。

(6) 安全対策について

地域住民の安全を第一義とし、組織・人員体制、教育・訓練、トラブル等の教訓の反映をはじめ、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

3 今後の対応

上記の方針をもとに、鳥取県及び境港市と協議・調整した上で、中国電力株式会社に回答するとともに、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づき、島根県知事に対しても同様の意見を提出する。

さらには、国に対しても、これらに関連した所要の申入れを行う。

＜参考資料＞ 専門家（鳥取県原子力安全顧問会議）の意見について：別紙のとおり

以上